

東大阪市上下水道局公共工事等暴力団対策措置要綱

平成 2 8 年 4 月 1 日

東大阪市上下水道局内規第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この内規は、東大阪市暴力団排除条例（平成 2 4 年東大阪市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 7 条、第 8 条及び第 9 条の規定に基づき、暴力団員及び暴力団密接関係者を上下水道局（以下「局」という。）が発注する公共工事等から排除するための措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事等 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事の請負契約、測量若しくは建設コンサルタントの業務委託契約、物品の購入、修繕若しくは製造の請負契約又はその他の調達契約のうち、局が発注するものをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。

(入札参加除外等)

第 3 条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、公共工事等に関する地方自治法施行令（昭和 2 2 年号外政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 の規定に基づく一般競争入札の参加資格及び同令第 1 6 7 条の 1 1 の規定に基づく指名競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者が別表第 1 に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、第 1 5 条に定める委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て同表に定める期間において、当該入札参加資格者を公共工事等から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

2 前項の規定は、条例第8条第1項第4号に規定する入札の参加の資格の登録を正当な理由なく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札参加除外措置を受けた入札参加資格者（以下「入札参加除外者」という。）を構成員とする共同企業体についても適用する。この場合において、登録取下げ者に係る別表第1の各規定の適用については、これらの規定中「入札参加資格者」とあるのは、「登録取下げ者」とする。

3 管理者は、前2項の規定により入札参加除外措置を行った入札参加除外者から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間が経過した後、入札参加除外措置の解除等の申出があった場合において、当該入札参加除外者が別表第1各項に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認められるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除等するものとする。

(1) 別表第1第1項の措置要件に該当する場合

入札参加除外措置を行った日から2年

(2) 別表第1第2項から第5項までの措置要件に該当する場合

入札参加除外措置を行った日から1年

4 前項の場合において、管理者は、当該申出に係る入札参加除外者が別表第1に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を当該入札参加除外者に対して求めることができる。

5 管理者は、同条第1項及び第2項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、その事実が別表第1各項に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、所在地、入札参加除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(注意喚起)

第4条 管理者は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、入札参加資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第5条 管理者は、公共工事等の一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加資格を認めてはならない。

2 管理者は、公共工事等の一般競争入札を行うに際し、入札参加資格を認めた者が当該

入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消すものとする。

- 3 管理者は、前項の規定により当該入札の参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第6条 管理者は、公共工事等の指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

- 2 管理者は、公共工事等の指名競争入札を行うに際し、指名を受けた者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、指名を取り消すものとする。

- 3 管理者は、前項の規定により指名を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第7条 管理者は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

(1) 入札参加除外者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず大阪府布施警察署、大阪府河内警察署、大阪府枚岡警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者

(下請負等からの排除及び下請契約の解除等)

第8条 管理者は、公共工事等の契約の相手方(以下「契約相手方」という。)が前条各号に掲げる者を条例第7条に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)とすることを許してはならない。

- 2 管理者は、公共工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、当該契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

- 3 第5条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体についても適用する。

(契約の解除)

第9条 管理者は、条例第8条第1項第6号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等の契約締結に当たって当該契約書に暴力団の排除に関する条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団の排除に関する条項を盛り込むよう指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第10条 管理者は、契約相手方に対し、条例第8条第2項の規定により、当該契約相手方及びその下請負人等が暴力団員等でないことを表明した誓約書をそれぞれから徴収し、局に提出するよう求めるものとする。

2 管理者は、前項に規定する誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員等であると認めるとき（第3条の規定により入札参加除外措置を行う場合を除く。）は、委員会の審議を経て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該違反者の商号又は名称、所在地、違反の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(1) 暴力団員又は東大阪市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第40号。以下「規則」という。）第3条第1項第5号アからエまでに規定する者（以下別表第1において「役員等」という。）のうちに暴力団員が含まれる事業者に該当すると認める場合
当該認定をした日から2年

(2) 規則第3条第1項第1号から第6号までに掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合
当該認定をした日から1年

3 管理者は、契約相手方が同条第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その契約相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。また、当該誓約書を提出しなかった入札参加者に対し、東大阪市上下水道局入札参加停止要綱（令和元年東大阪市上下水道局内規第共15号）に基づき入札参加停止等の措置を行うものとする。

(協力要請)

第11条 管理者は、第3条の規定により入札参加除外措置等を行ったときは、東大阪市の公の施設の指定管理者及び東大阪市が出資する法人等のうち別表第2に定めるものに対して、同様の措置を行うよう求めるものとする。

(不当介入に対する措置)

第12条 管理者は、契約相手方又はその下請負人等から条例第9条第2項の規定による報告を受けた場合は、契約相手方又はその下請負人等に対し、不当介入を受けた旨の警察への届出を指導するものとする。

2 管理者は、契約相手方又はその下請負人等が不当介入を受け、公共工事等の履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限

の延長等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第13条 管理者は、この要綱の運用に当たっては、大阪府布施警察署、大阪府河内警察署、大阪府枚岡警察署及び大阪府警察本部との密接な連携のもと行うものとする。

(入札参加除外措置の通知)

第14条 管理者は、第3条第1項若しくは第2項の規定により入札参加除外措置、同条第3項の規定による入札参加除外措置の解除、第4条の規定による注意喚起措置又は第10条第2項の規定による公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等の公表又は対象者への通知を行うものとする。

(委員会の設置)

第15条 管理者は、東大阪市上下水道局公共工事等暴力団対策委員会を設置する。

2 委員会は、第3条に規定する入札参加除外措置及び入札参加除外措置の解除に関する審議を行う。

3 委員会は、第4条に規定する注意喚起に関する審議を行う。

4 委員会は、第10条第2項に規定する公表に関する審議を行う。

5 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

6 委員会は、委員長が主宰する。委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 委員長は、必要があると認めるときは、警察捜査機関の出席を求め、意見を聴くことができる。

8 委員会の委員は、水道総務部長、水道施設部長、下水道部長、水道総務部総務課担当部次長、水道総務部管財課担当部次長、下水道部下水道総務室長及び委員長が必要と認める関係職員をもって充てる。

9 委員会の庶務は、水道総務部管財課又は下水道部下水道総務室総務契約課が行う。

(その他)

第16条 この内規に定めのない事項については、委員会の審議を経て管理者が定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 東大阪市上下水道局公共工事等暴力団対策措置要綱（平成25年東大阪市上下水道局内規第上61号）及び東大阪市上下水道局下水道部公共工事等暴力団対策措置要綱（平

成 2 5 年東大阪市上下水道局内規第下 1 5 号) は廃止する。

附 則 (令和元年 6 月 1 日東大阪市上下水道局内規第共 1 8 号)
この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 3 1 日東大阪市上下水道局内規第共 2 号)
この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。